

第3号議案

甲府都市計画道路の変更

(3・3・8号 田富東西線)

甲府都市計画道路の変更(山梨県決定)

甲府都市計画道路中、3・3・8号 田富東西線を次のように変更する。

種別	名称		位置		区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・8	田富東西線	中央市布施	中央市臼井阿原	740m	地表式	2車線	20m	幹線街路と平面交差 2箇所	
理由			<p>甲府都市計画道路(都)田富東西線は、(都)甲府外郭環状道路、(都)若草東西線とともに、新山梨環状道路(南部区間)として都市計画決定された。</p> <p>計画決定においては、幹線道路である(都)田富敷島線と(主)甲府市川三郷線を結ぶ側道機能と、ハーフランプである田富東ランプと田富西ランプを結ぶランプの機能を有する必要があることから、1方向W=14.35m、2方向W=29mとして都市計画決定された。</p> <p>道路詳細設計を進める中、道路縦断及び沿道の土地利用との関係から、</p> <p>①ランプの機能と幹線を有する側道機能 W=10m</p> <p>②沿道との取り合わせを考慮した副道機能 W=5m の二つ機能に分離することとし、整備を進めた。</p> <p>このうち、副道機能については、通行車両が周辺の土地利用者に限定されること、一部既存の市道を代替道路として利用することにより、連続して整備を行わずとも、機能確保が図れることが確認された。</p> <p>このため、中央市を通して地元説明を行う中、了解が得られたことから副道機能を減じた幅員である1方向W=10m、2方向W=20mとして、都市計画の変更を行う。</p>							

新旧対照表

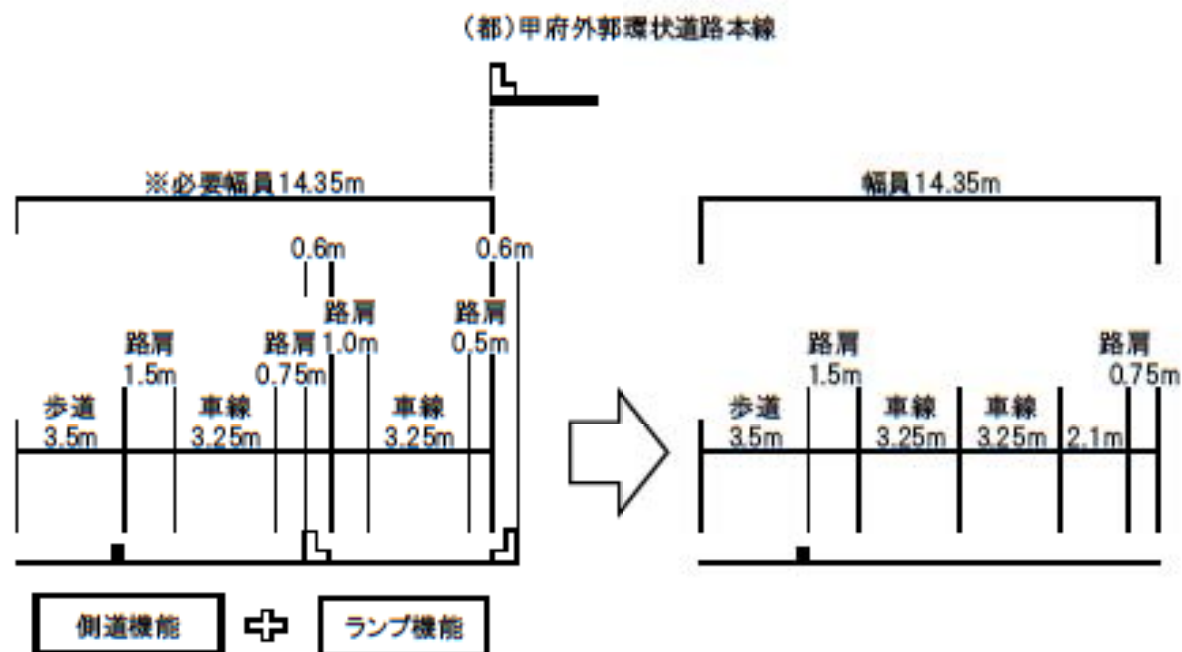
<現>

種別	名称		位置		区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・8	田富 東西線	中央市 布施	中央市 臼井阿原	740m	地表式	2車線	29m	幹線道路と 平面交差 1箇所	

<新>

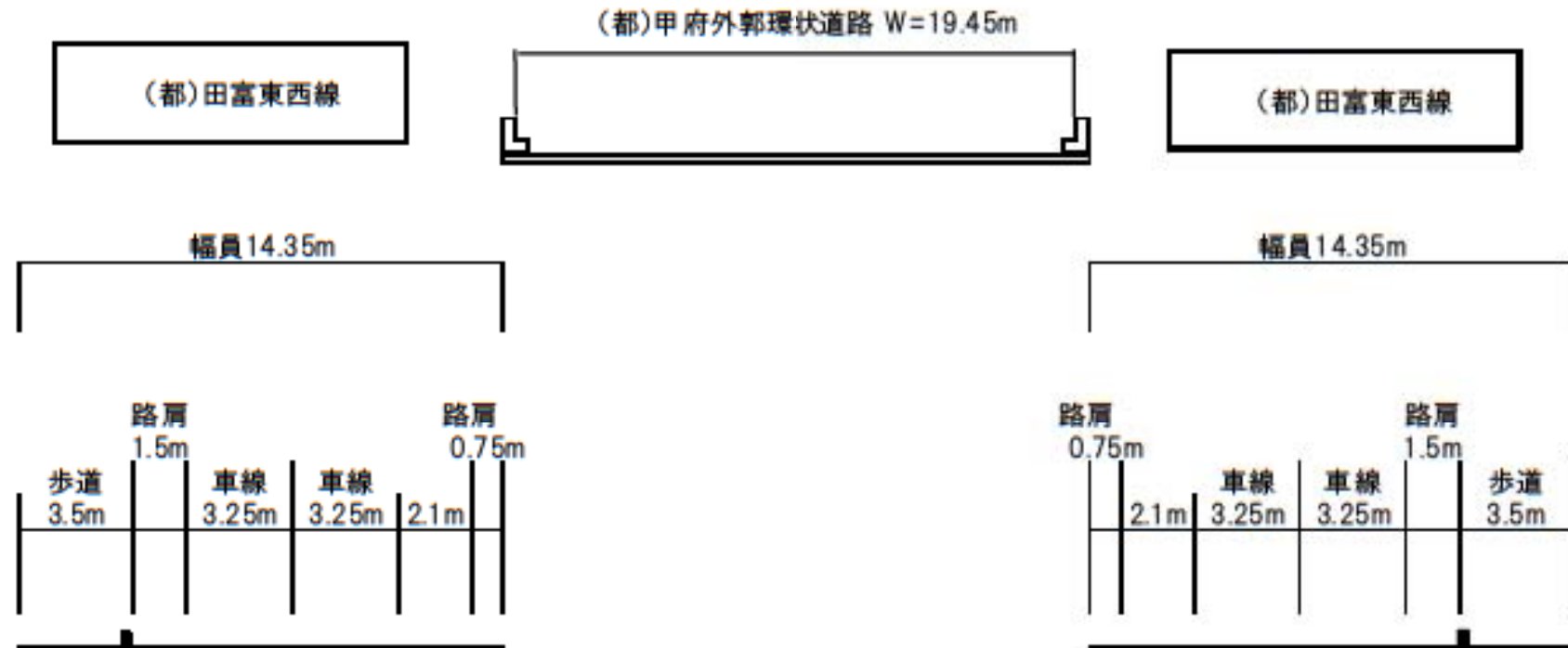
種別	名称		位置		区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・8	田富 東西線	中央市 布施	中央市 臼井阿原	740m	地表式	2車線	20m	幹線道路と 平面交差 2箇所	

当初 都市計画決定幅の考え方



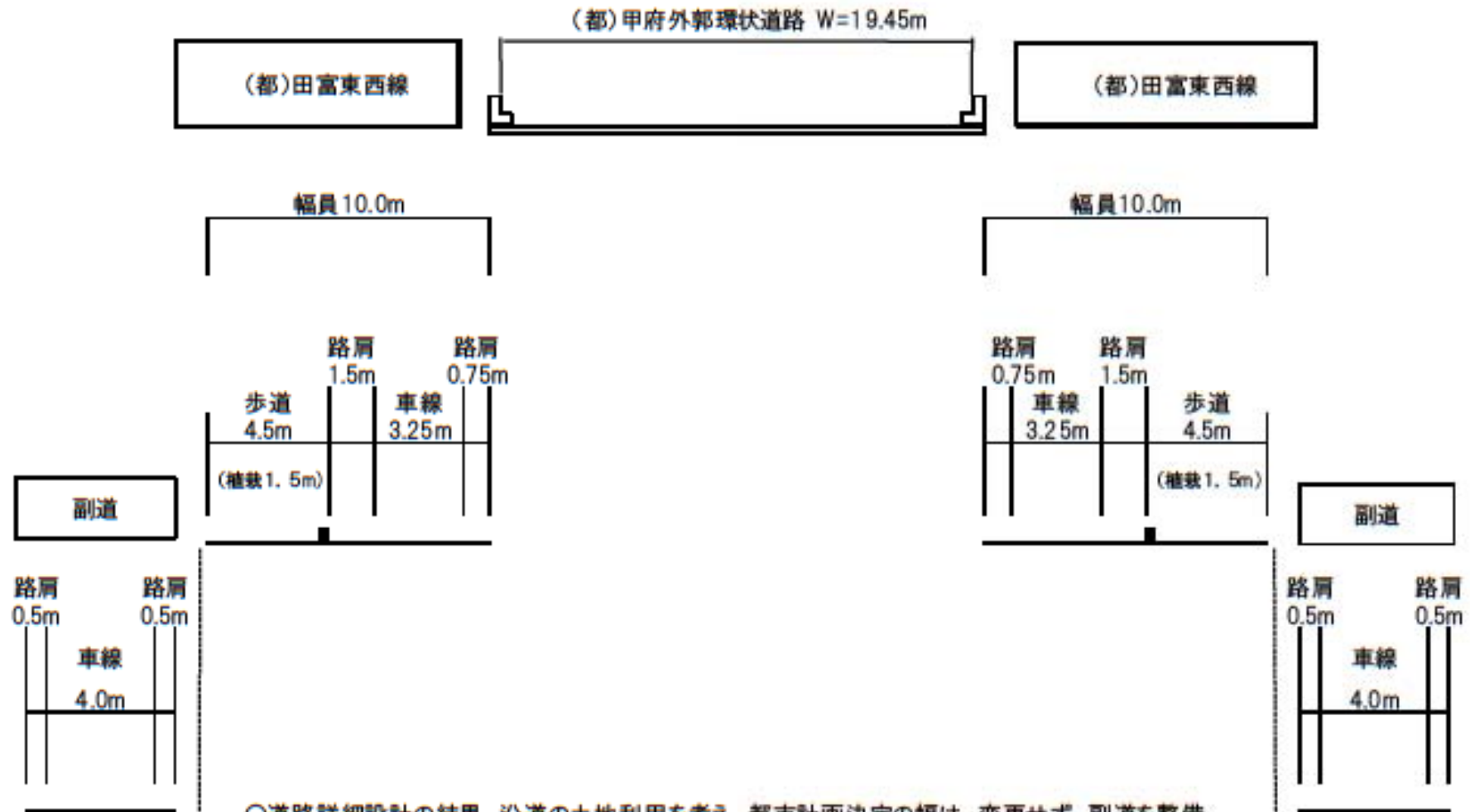
※上図は、片側車線部分を表しています。

当初 都市計画決定



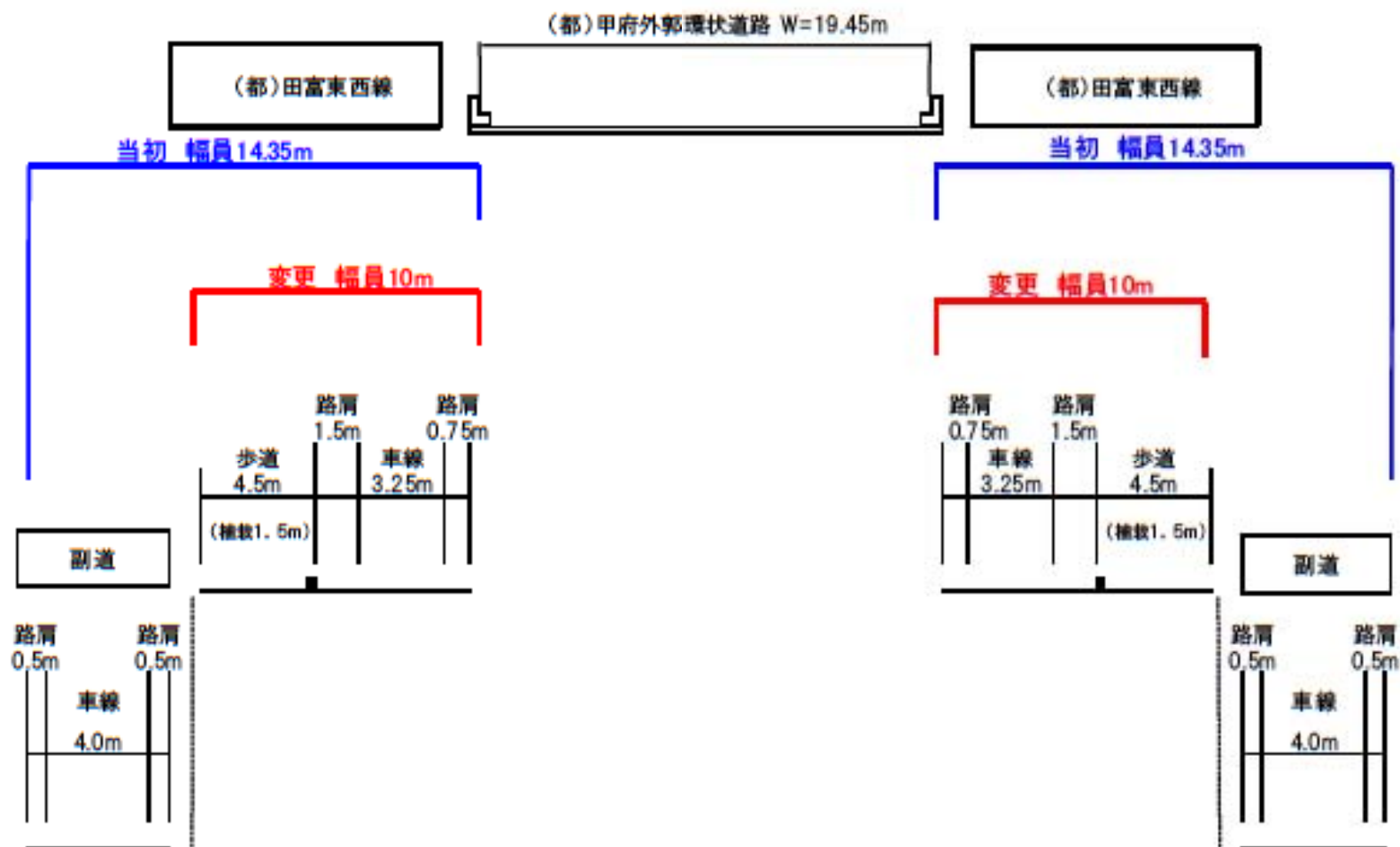
(都)田富東西線 都市計画決定 W=28.7≒29m 【当初】
※同一平面で、都市計画決定

道路詳細設計及び道路整備について



- 道路詳細設計の結果、沿道の土地利用を考え、都市計画決定の幅は、変更せず、副道を整備。
- 副道については、道路縦断による沿道との高さ、南北方向の往来等の関係より、最終的に、整備が必要とならない区間も生じた。

都市計画決定の変更

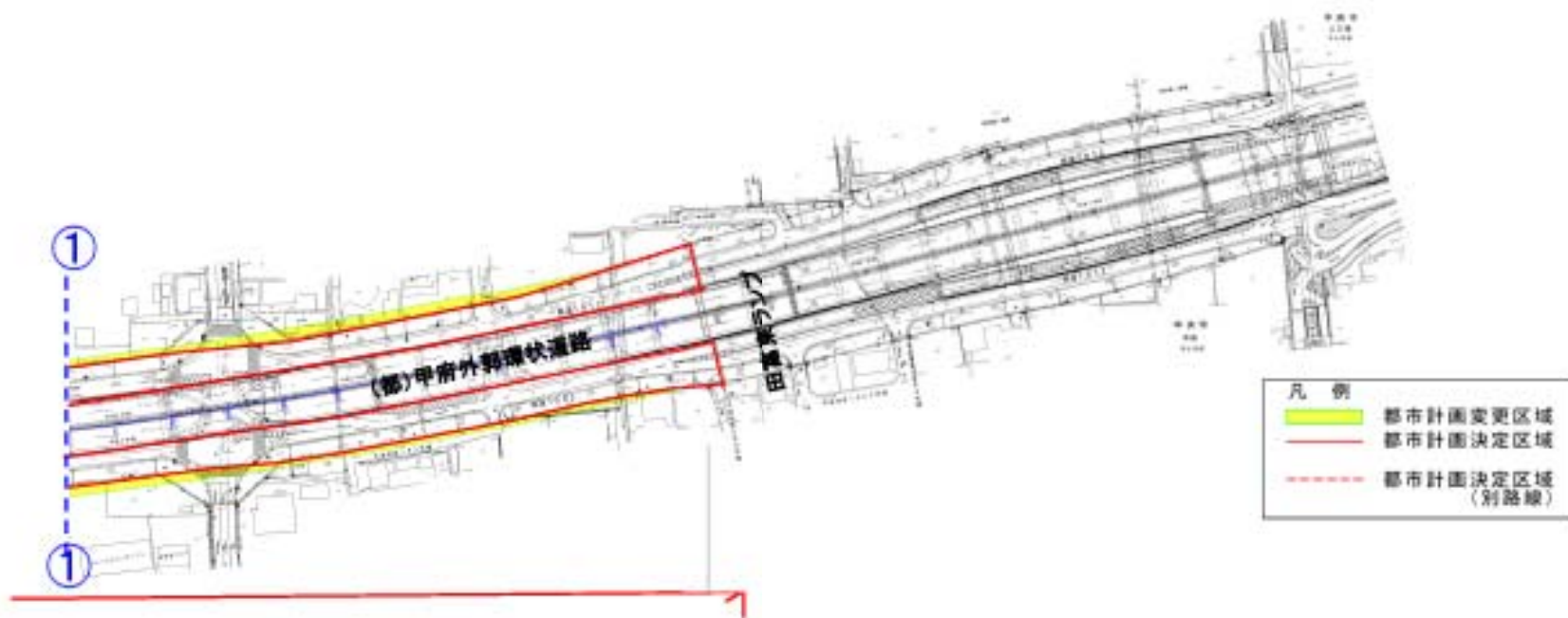
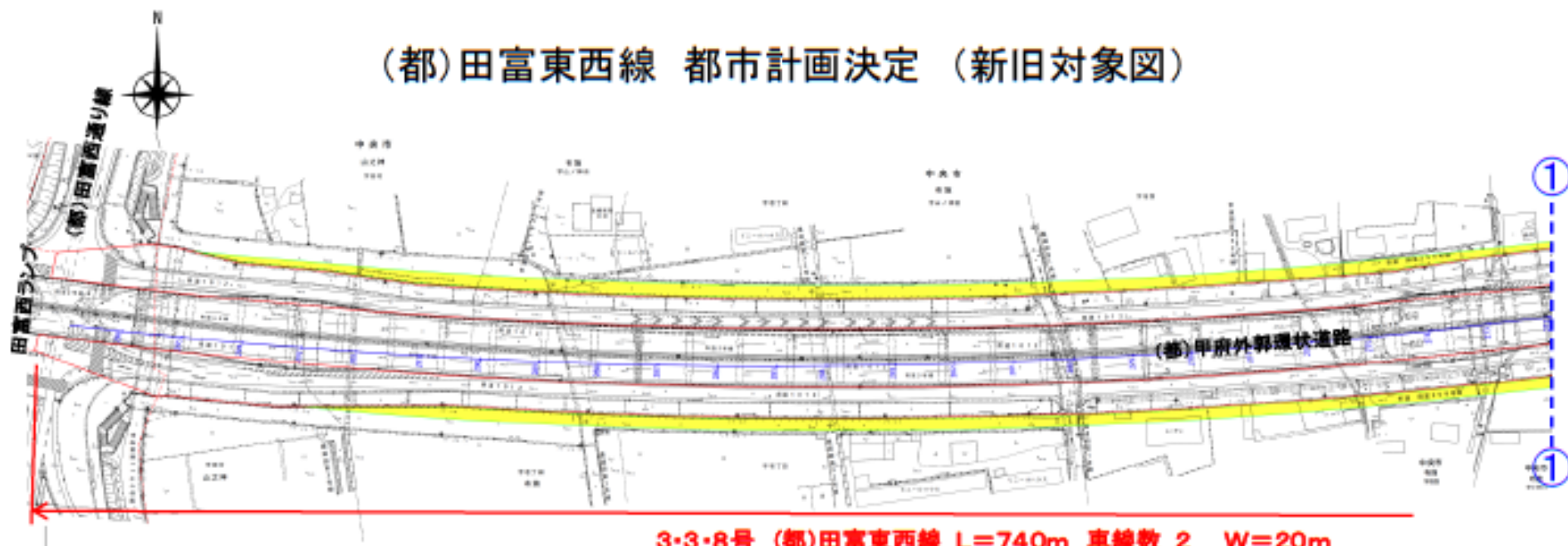


- 副道については、連続しないことから、都市計画決定の範囲から外すこととする。
- これにより、沿道の土地について、建物の建築規制が無くなる。

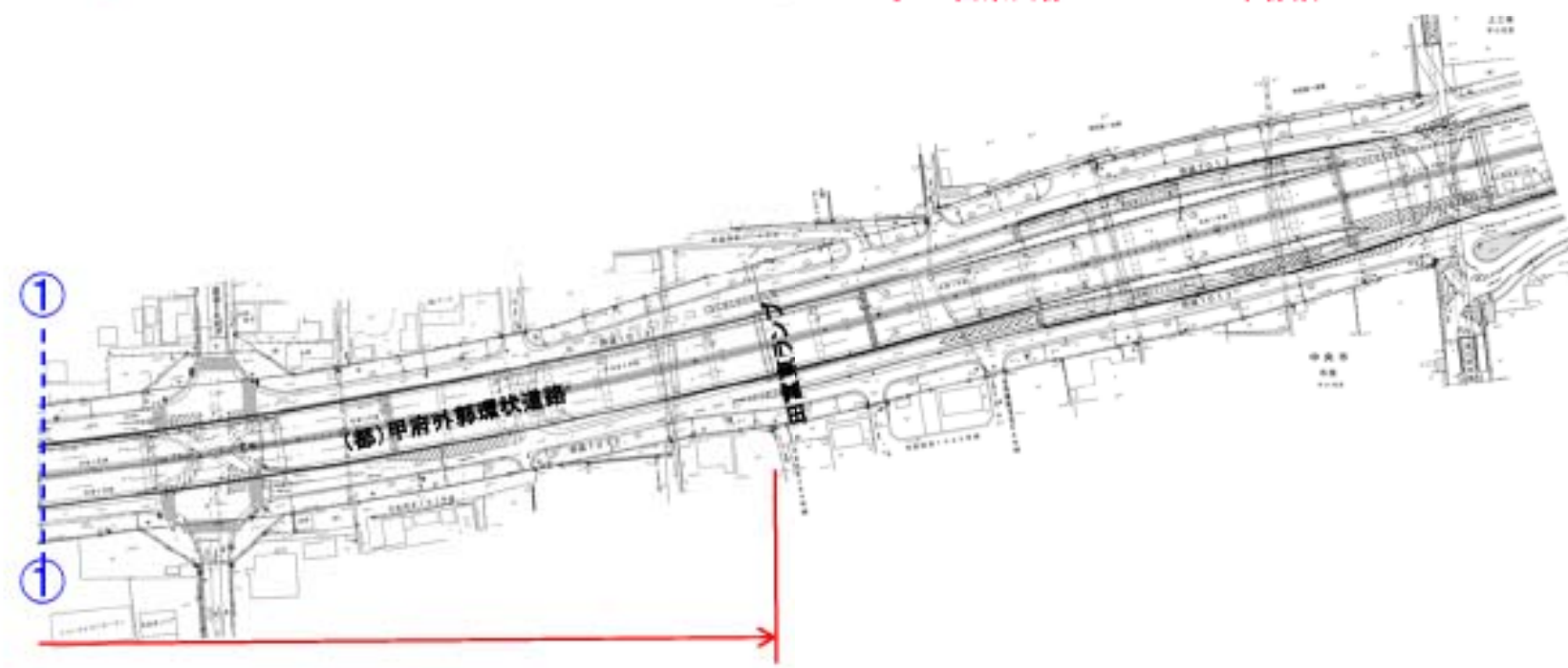
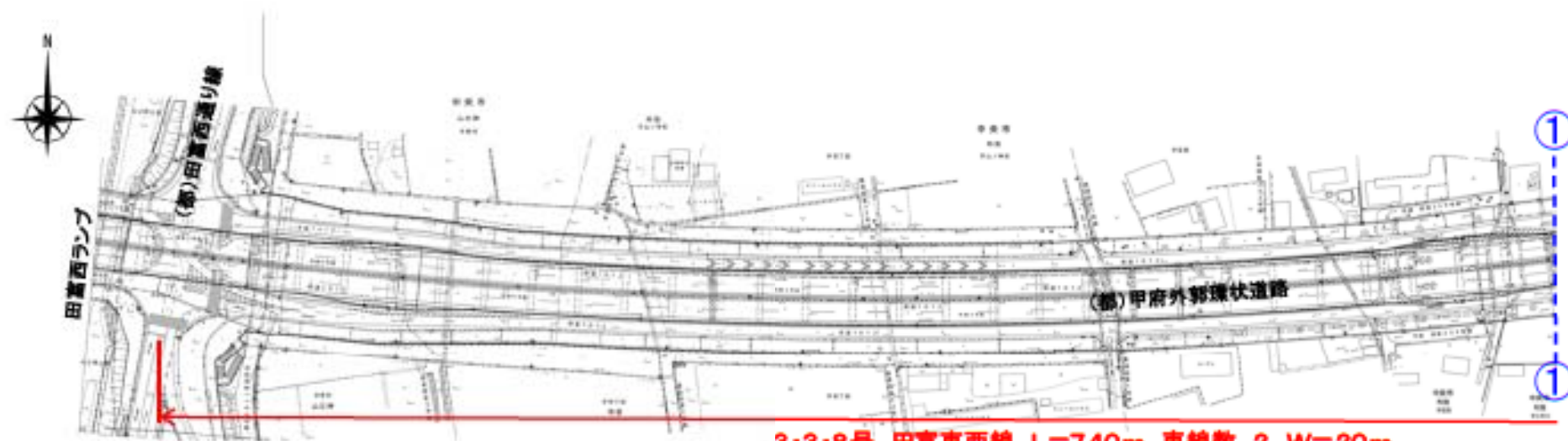
副道設置位置について



(都)田富東西線 都市計画決定 (新旧対象図)



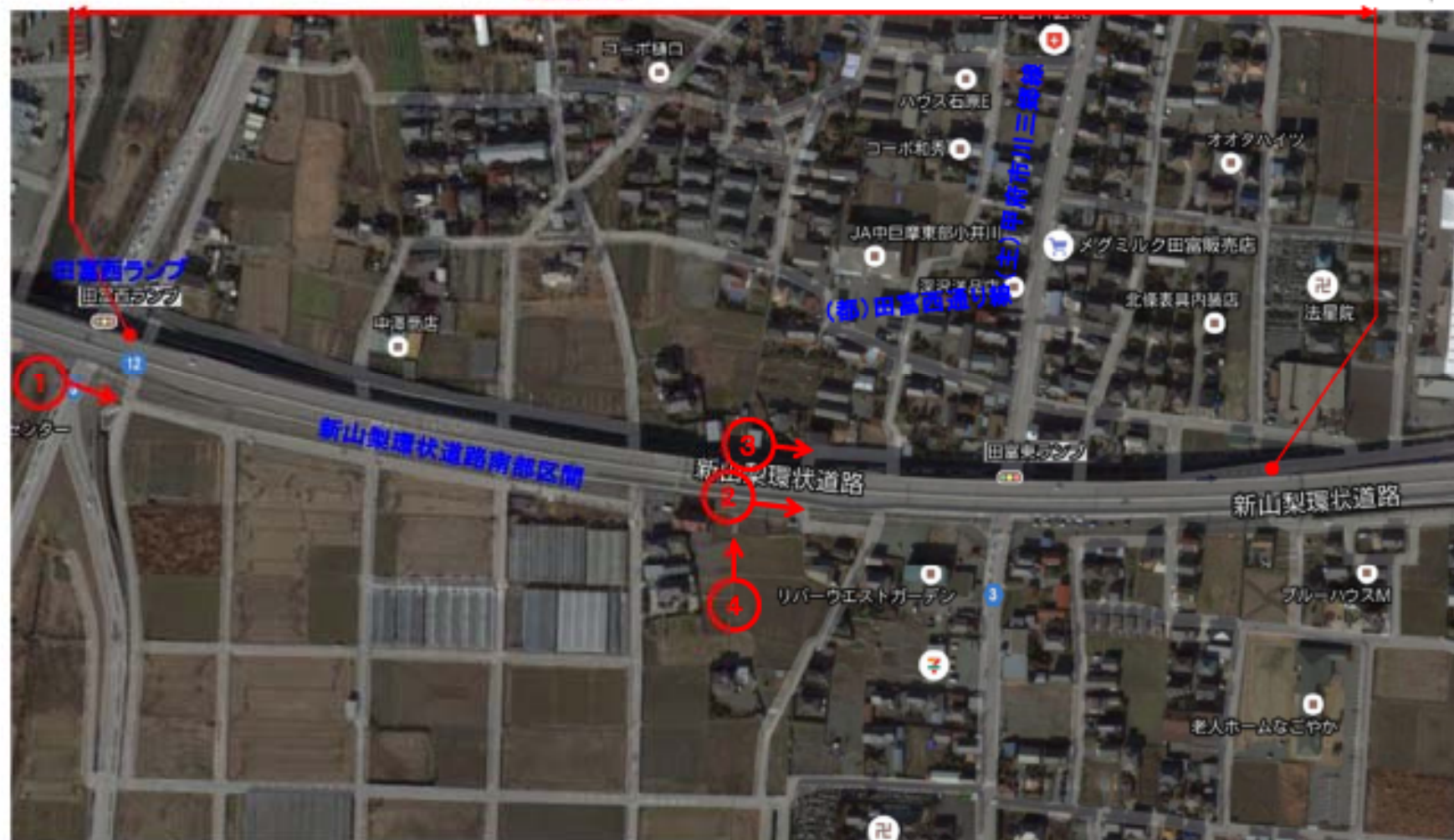
(都)田富東西線 計画図



第3号議案 現況写真（航空写真）



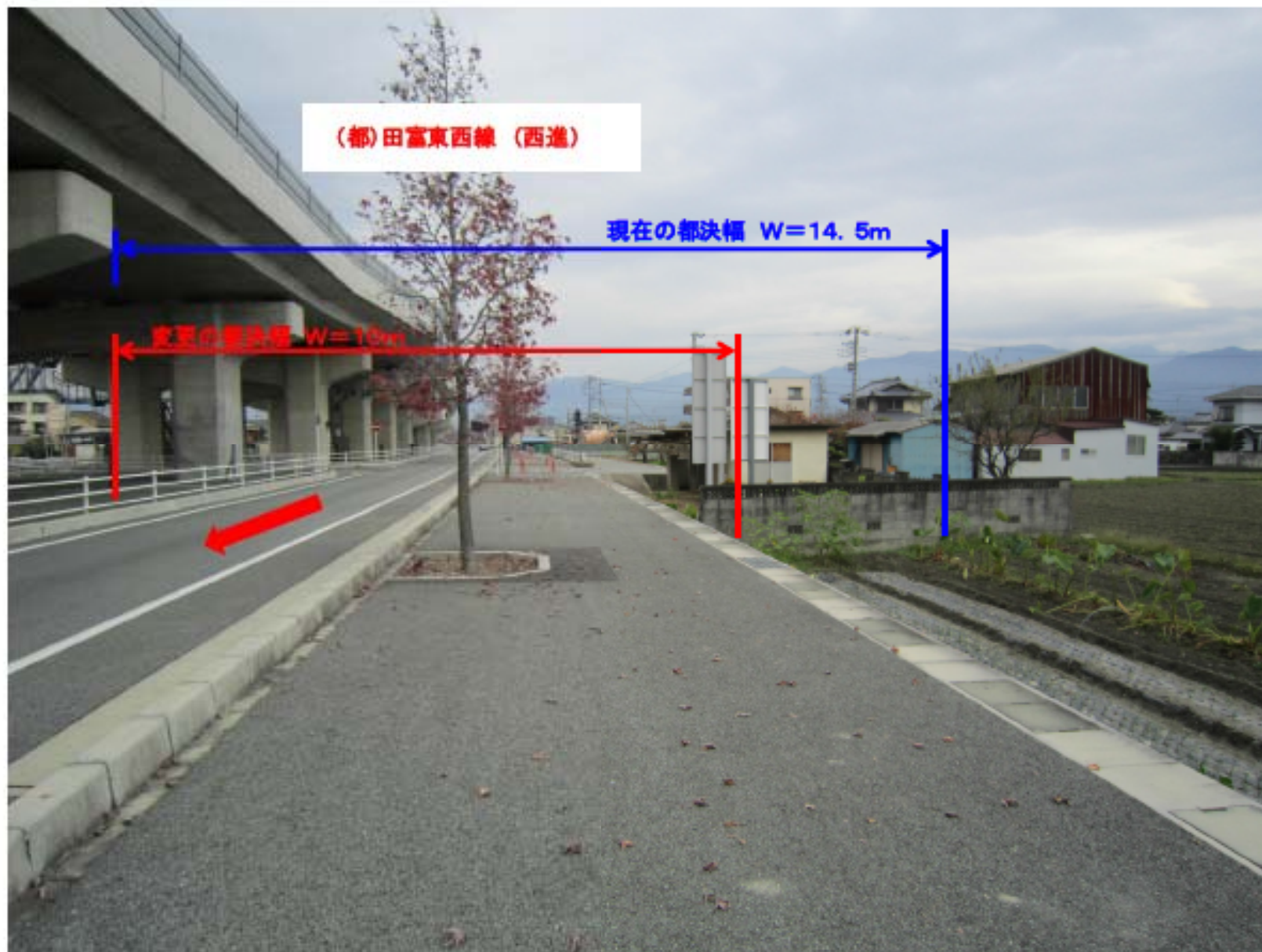
変更区間



第3号議案 現況写真 ① (西進 終点側より 田富西ランプ交差点)



第3号議案 現況写真 ② (西進 終点側より)



第3号議案 現況写真 ③ (東進 終点側より)



第3号議案 現況写真 ④ (南側より 南北横断箇所)



都市計画の策定の経緯の概要

甲府都市計画道路の変更（3・3・8 田富東西線）

事 項	時 期	備 考
関係市の意見聴取	平成27年11月30日	中央市長
計画案の公告・縦覧 (法17条に基づく公告・縦覧)	平成27年12月14日 ～ 12月28日	縦覧者:なし 意見書:なし
山梨県都市計画審議会	平成28年 9月 6日	
都市計画決定告示	平成28年10月(予定)	